

小金井市公共施設在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 公共施設の老朽化が進む中、限られた財源及び資産を有効に活用し、より良い公共施設による市民サービスの提供及び持続可能な財政基盤の確立を目指し、これからの時代に必要な公共施設の在り方及び既存施設の再編について検討を行うため、小金井市公共施設在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公共施設の在り方に関すること。
- (2) その他公共施設の在り方に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が協力を依頼する委員 10 人以内をもって構成する。

- (1) 公募による市民 3 人以内
- (2) 学識経験者 3 人以内
- (3) 団体等の関係者 4 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 8 年 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

- 2 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員に協力を依頼することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会議を主宰し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことがで

きる。

(謝礼)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。